新潟商工会議所 E-mail 通信

Vol. 87

発行日：平成 23 年 12 月 15 日　　担当：会員サービス課　service@niigata-cci.or.jp
〒950-8711　新潟市中央区万代島５番１号　万代島ビル７階
URL　http://www.niigata-cci.or.jp　　E-mail　office@niigata-cci.or.jp

新潟港、直江津港
日本海側拠点港に選定される!! ～さらなる新潟港の活性化に向けて～

11 月 11 日、国土交通省より日本海側拠点港の選定結果が発表され、本県からは新潟港と直江津港が選定されました。

新潟港は「国際海上コンテナ」部門、直江津港は「ＬＮＧ」部門で選定され、特に新潟港については、港湾の規模に鑑み、総合的に機能強化を図っていくことが望まれる「総合的拠点港」に博多港などとともに選定されました。

なお、日本海側拠点港については、「国際海上コンテナ」や、「国際定期旅客」、「外航クルーズ」など機能毎に募集が行われ、本県の２港を含め計 23 港が応募していました。

選定結果（国土交通省の HP より）は下記をご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/common/000172351.pdf

年末調整今年の改正点
～平成 23 年分の扶養控除等について～

平成 23 年分からは次のような扶養控除の見直しや同居特別障害者加算の特例措置の改組が行われます。

①年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

こども手当の創設により、16 歳未満（平成 23 年分は平成８年１月２日以後に生まれた人）が対象。年少扶養親族は扶養親族等の数を求める場合、加算しません。

②年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に対する扶養控除上乗せ部分（25 万円）の廃止

原則高校無償化の実施により、扶養控除の額が 38 万円とされました。
これに伴い、特定扶養親族の範囲が、19 歳以上 23 歳未満（平成 23 年分は昭和 64 年１月２日から平成５年１月１日の間に生まれた人）の扶養親族とされました。

③同居特別障害者に対する障害者控除の額が 75 万円（改正前：40 万円）に引き上げ

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に 35 万円を加算する措置に代えて適用されます。

◎年末調整は早めの準備が大切です。家族構成の変化や扶養家族の変動に注意しましょう。

詳しくは、http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2011/pdf/4-7.pdf

平成 23 年 11 早期景気観測（日本商工会議所）調査結果のポイント

業況ＤＩは、超円高やタイ洪水が影響し、回復の勢いが弱まる

１１月の全産業合計の業況ＤＩは、▲３５．５（前月比▲１．２ポイント）と、２カ月ぶりにマイナス幅が拡大。復旧・復興需要が続く一方で、超円高やタイ洪水などにより、製造業を中心に経営環境が悪化。先月まで続いていた回復の勢いが弱まりつつある。先行きについては、先行き見通しＤＩが▲３１．５と、今月から＋４．０ポイント改善する見通し。年末・年始における消費・宿泊需要の高まりへの期待感が出ている。第三次補正予算の執行に伴う復興需要の本格化も好材料であるが、建設業では、人手不足による賃金の上昇に伴う、採算悪化への不安もみられる。また、超円高に伴う輸出の減少や取引先による生産・販売拠点の海外移転の加速に加え、幅広い業種においてタイ洪水による今後の影響を懸念する声も多い。

【建設業】からは、「型枠大工、鉄筋工など専門業者が被災地の復旧・復興工事に流れ、地元の建設労働者が不足しているため、賃金が上昇し、採算が悪化」（一般工事業）、「住宅エコポイント制度の再開による住宅着工件数の増加を期待」（建築工事業）、「１２月からコンクリートの価格が１トンあたり１０００円値上がりするため、採算の悪化を懸念」（土木工事業）などの声が寄せられている。詳しくは、http://www.jcci.or.jp/lobo/201111.html

【今月のテーマ】　出向に関する取扱いQ＆A

いわゆる『出向』は、出向元事業主と何らかの関係を保ちながら、出向先事業主との間において新たな雇用契約関係に基づき相当期間継続的に勤務する形態ですが、出向元事業主との関係から、次の２つに分類できます。

（１）　**在籍型出向**（労働契約から生じる権利・義務の一部を譲渡）
出向元事業主及び出向先事業主双方との間に雇用契約関係があります。
（出向先事業主と労働者との間の雇用契約関係は通常の雇用契約関係とは異なる独特のものです）
形態としては、出向中は休職となり、身分関係のみが出向元事業主との関係で残っていると認められるもの、身分関係が残っているだけでなく、出向中も出向元事業主が賃金の一部について支払義務を負う者等多様なものがあります。

（２）　**移籍型出向【転籍】**（労働契約から生じる権利・義務の全部を譲渡）
出向先事業主との間にのみ、雇用契約関係があります。

【在籍型出向】

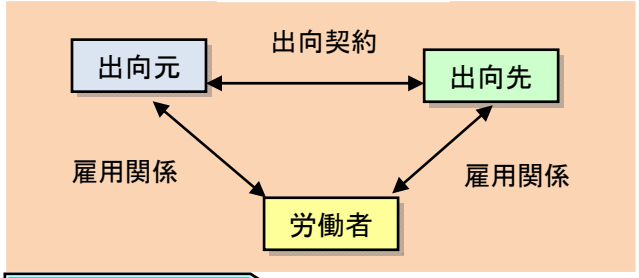

【移籍型出向】

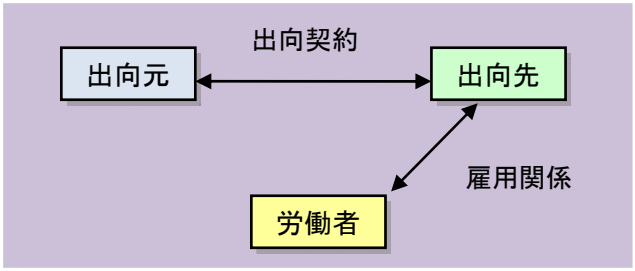

チェックポイント！

在籍型出向については、出向元と出向先との間に二重の雇用関係が成立するため、労働者派遣には該当しませんが、形態としては労働者供給に該当し、**業として行う**場合、**職業安定法第 44 条違反**となります。

☞　出向が認められる（「業として行う」とは判断されない）ケースとは？

次のような目的であれば、行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられます。

① **労働者を離職させず関係会社において雇用機会を確保する。**
② **経営指導、技術指導のために行う。**
③ **職業能力開発の一環として行う。**
④ **企業グループ内の人事交流の一環として行う。**

Q1　採用後すぐに子会社に出向させることはできるか？

子会社独自で採用しても人材が集まらないため、親会社が社員を募集し・採用し、採用後すぐに出向を命じて子会社で勤務させることは可能ですか？

A1　グループ企業において、親会社が子会社の要員も一括して採用をしている例があります。
募集・採用に際して、「子会社出向要員」と明示して募集している例や、あるいは「当面の間は子会社出向勤務であるが、将来的にはローテーションで親会社に勤務する可能性がある」として、会社に出向する旨を明示し、労働者がこれを了解して雇用契約を締結した場合には、子会社出向が労働契約の内容となります。この場合、親会社で採用後ただちに子会社出向を命じたとしても法的には可能といえます。

Q2　会社分割を行う場合、転籍に限られるのか、在籍出向はできるのか？

当社（A社）は、事業部門のうち鉄鋼部門を独立させて、新たに設立する新会社（B社）に移管させることを考えています。会社分割制度を利用した場合、鉄鋼部門の従業員は当然B社に転籍するものと考えられますが、B社に転籍するのを嫌う者については、在籍出向扱いでも構わないでしょうか？

A2　B社を設立してA社の鉄鋼部門を分社化する場合、会社分割制度を利用すれば、鉄鋼部門の社員の雇用契約は、社員個人の意思に関わりなく、当然にB社に引き継がれます。雇用契約の内容も、それまでのものと同じ形で引き継がれます。
A社鉄鋼部門の一部社員を残留させ、新設分割設立会社発足後にB社へ在籍出向させることは可能ですが、その場合も、残留社員に対する所定の手続きを踏まなければなりません。ただし、その人選は専ら分社化の目的達成という観点からなされるべきもので、社員個人の主観的対応に左右されるべきものではありません。

≪ポイント解説≫

改正商法と同時に施行され、会社法の制定・施行に伴い一部改正された労働契約承継法は、分割した会社（A社）の権利義務関係が、分割によって設立する会社または分割によって事業を承継する会社（B社）に承継されることから、労働者保護の見地からの特例を定めたものです（労働契約承継法１条）。

ご相談の事例では、**会社分割制度を使うと**A社の鉄鋼部門の社員は、当然にB社に転籍するものとありますが、これは転籍と現象面では似ているものの、**労働法上の転籍ではありません。**

転籍とは、A社の労働契約を終了させて新たにB社と労働契約を成立させるものであり、当該社員の同意が必要です（民法625条）。しかし、**会社分割における労働契約の承継は、包括承継であり、**A社との労働契約がそのままの内容でB社に受け継がれます。もちろん、当該社員の**個別同意なども必要ありません。**

【在籍出向者に対する就業規則・社会保険等の適用】

区　　分		就業規則の適用
指揮命令関係に関する事項	労働時間、休憩、休日、時間外・休日労働、年次有給休暇	出向先
	安全衛生、健康診断、災害補償、職業訓練	出向先
	服務規律、懲戒処分（諭旨解雇・懲戒解雇除く）	出向先
	出張、人事異動	出向先
労働契約上の地位に関する事項	賃金の支払	出向先・出向元
	退職金の支払	出向元
	採用、退職、定年、解雇	出向元
	休職、出向、転籍	出向元
社会保険・労働保険に関する事項	社会保険は、実際に人事労務の管理をして賃金を支払っている方で適用されます。 ※出向元と出向先の両方から賃金が支払われる場合は、両方で適用（「2以上事業所勤務届」を提出）	
	雇用保険は、原則として出向元で適用されます。	
	労災保険は、出向先で適用されます。	

※出向契約書において、出向元会社と出向先会社との間で合意した場合は、上記にかかわらず、その合意した内容につき、当該会社就業規則を出向社員に対して適用することになります。

☆★　詳しい内容については労務管理の専門家にお聞き下さい！

新潟県社会保険労務士会ホームページ http://www.sr-niigata.jp　★☆

万代くんとつばさくんの“ロダン・タイムズ”

税理士：八百板　誠

取扱説明書を読まない人への　応援歌
第１弾　トリセツを　読まないけれど　得したい
高速道路料金編　　複雑すぎるトリセツの攻略法

トリセツを読まない人の共通点

＜万代くん＞

世の中は、取扱説明書ブーム。何を買っても説明書が付いてくる。でも、世の中には取扱説明書を読むのが嫌いな人が大勢います。トリセツ（取扱説明書の略）を読まない人には、次の共通点があります。

・常に忙しく動き回っている
・トリセツがなくても何とかなると思っている。
　（聞く、考える、いじる）
・診察のためお医者さんへ行くのが嫌いだ？

ロダン・タイムズでは、そんなあなたを応援します。
第１弾は、高速道路料金のトリセツです。

最近の高速道路料金は、さまざまな割引制度があります。ＥＴＣ搭載さえすれば、トリセツは必要ないと思っていませんか。高速道路料金には、皆さんの多くが知らないことがあります。基本の料金体系を知れば、さらなる得ができます。

・「ターミナルチャージ」ってご存知？
・「利用距離により段階的割引制度があること」ご存知？
・通勤割引が使えないときでも、ＥＴＣ３０％割引ご存知？

料金制度トリセツを知って、本当のお得な高速道路走行をしませんか。

インターチェンジ出口で、ＥＴＣゲートの料金表示板に一喜一憂の皆さんへ

①通勤割引制度の、昔（100キロ未満）と今（100キロ超）を混同してる方。
②距離による２段階割引制度を知らないと損とノンストップ運転をしてしまう。
③１００キロきざみ走行し、満足していると「ターミナルチャージ」に、ガーンとは？

（トリセツ　その１）　ターミナルチャージの仕組みは、全員集合の階段芸に学べ

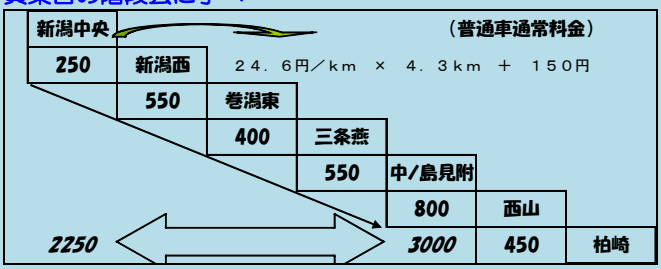

新潟中央ICから柏崎IC間を一回も降りないと　2,250円
新潟中央ICから柏崎IC間の全てのインターを降りると
3,000円
入り口１インターごとに、150円のチャージをすると５インター多く　750円

（トリセツ　その２）　利用距離による割引

	（普通車通常料金）
１００ｋｍ未満	割引なし
１００ｋｍ～２００ｋｍ未満	２５％割引
２００ｋｍ超	３０％割引

利用１００ｋｍを超えれば、大幅割引をゲット。
利用区間１００ｋｍを超えれば、そんなに差がないのも特色。
平日昼間割引３０％、休日割引５０％などの割引を使えばさらに有利に！料金体系は良く考えられています。

関東、大阪へ行くときには、
食事はサービスエリアも良し、I.Cを降りても良し。